

論文の内容の要旨

氏名：上野 昌之

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会文化）

論文題名：アイヌ民族の文化復興と教育に関する研究

－言語復興と歴史教育におけるエンパワーメント－

研究の背景と目的

アイヌ民族は、歴史的には北海道を中心に樺太や千島列島、東北地方に先住していた人々である。国家的な枠組みを作ることはなかったが、地域的なまとまりを持ち、独自の共通する言語文化を有していた民族である。基本的に狩猟漁労採集民ではあるが、古くから、大陸や日本との間で交易関係も持ち、近世まで相互に影響し合いながら共存してきた歴史がある。このようにアイヌ民族は、歴史的に日本に先住する北方の少数民族であるが、松前藩の蝦夷統治のもとで次第に経済的な拘束を受けるようになり、自立性が失われ、幕末から明治にかけて日本が北方に拡大する中で蝦夷地・北海道は日本国に包含されていった。

先住民族という概念は、国際労働機関（ILO）の定義では、「独立国における民族であって、征服もしくは植民地又は現在の国境が画定されたときに、その国又は国の属する地域に居住していた住民の子孫であるため先住民族とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持しているもの」とされる。アイヌ民族はまさにこの定義に当てはまり、日本における先住民族ということができる。

アイヌ民族の人々は、これまでの日本に包含された歴史の中で民族的な差別を受け、政治的、経済的な不利益を受け主体性を奪われ、民族の言語・文化・伝統が衰退し、民族としての社会的な自律性は失われた。すなわち民族として存在し、それを発展させる権利が奪われたことを意味する。この事実を顧みたとき、日本という国や社会のあり方は今一度再考されるべきものとなる。

そこで本論文では、アイヌ民族が日本社会における公正さと平等性、民族としての誇りの実現を求めて行っている民族の文化復興活動に着目する。その中に内在化しているエンパワーメントに視点を置き、彼らが社会文化的な働きかけによって、社会変革を促し、自己存在の確立を目指している姿を明らかにしていく。そして、文化復興活動を通して先住民族としての権利の実現を図るための方策を考察していく。

研究の意義

本論文では以下の視点のもとに、アイヌ民族の置かれた歴史的な変遷をたどり、アイヌ民族の文化衰退要因を捉えるとともに、現代における文化復興活動のあり方に目を向け、先住民族のもつ問題点を顕在化させ、民族活動の取り組みの実態を明らかにしていく。そして、日本におけるアイヌ民族の社会的位置付けを明確化させる方法論的課題を考察する。

アイヌ民族は歴史的に日本に包含された過程において、いわゆる同化政策で文化の剥奪、共同体の分断、政治・経済的抑圧、社会的差別により社会的な底辺に位置づけられていった。このメカニズムの中で教育

が牽引的役割を担った。つまり教育が文化剥奪の装置として機能し、それがアイヌ共同体という社会の基盤を崩していった。一時は「滅びゆく民族」と言われたが、戦後の民主化の中で、自らの置かれた状況を克服しようとする民族活動が始まる。

本論文ではアイヌ民族の文化教育分野の活動に着目するが、その中心が言語文化復興であり、歴史の見直しである。アイヌ民族が両者を通して教育活動を軸にして民族復興再生に取り組もうとする点は興味深く、重要であると考え。つまり教育がアイヌ復興の中心に位置づけられていることを意味している。そして教育が単に文化復興と差別対抗としてあるのではなく、その過程においてアイヌ民族自身へのエンパワメントをもたらすものであることを指摘したい。教育とは、歴史的に見ても、しばしば文化剥奪装置や選別・差別の抑圧装置になると同時に、民族の自立と再生を促す「エンパワメント」にもなりうる。これによりアイヌ民族の民族的アイデンティティが強化され、共同体の再生と結びついていく。こうした活動がアイヌ民族においてはより活性化し、先住民族の国家承認という、先住民族の権利の普遍性への追求へと向かわせることになる。以上のようにアイヌ民族を先住民族の視点から捉え、その下でアイヌ民族の文化復興活動のあり方とその意義を考察することを本論文の主要テーマとする。

この問題設定が依拠するところは、ひとつにアイヌ民族の日本における社会的地位の低下の発生を歴史的に社会文化的観点から確認することである。そして、近年アイヌ民族が文化的活動の活性化を伴って民族的権利回復運動を進めている状況を鑑み、そのメカニズム、権利回復への戦略を社会文化的観点から考察することである。これはアイヌ民族の文化復興活動の意義を考え、翻って日本社会のあり方を再考するという意図がある。その際に着眼すべき点が、「文化復興活動に内在するエンパワメント」、「アイヌ民族と教育」、「先住民族の権利」の視点である。この三者の輻輳をもたらす文化復興活動の意味を考察することで、日本社会と先住民族であるアイヌ民族との関係性を明らかにしていきたいと考えるものである。

研究の展開

本論文は以下のような展開で論を進めることにする。

第1章では、近代日本の形成にあたり先住民族のアイヌが国家に包摂され、独自の民族社会や民族的アイデンティティを喪失していく経緯を考察する。その際、同化主義的な教育政策により侵害されていくプロセスを、民族言語の喪失と民族社会の崩壊という視点に立ち論証する。ここで言語に特化するのには、言語は民族文化の象徴として位置づけることができるからである。過去において学校教育が校内での教育活動を通してアイヌ語収奪を行い、また学校が地域に浸透していくことで、アイヌ自らが言語継承を拒んでいった言語収奪のメカニズムを論じる。そしてそれが世代間の断絶、共同体の崩壊へと連なっていったことを明らかにしていく。

第2章では、アイヌ語が同化政策によって「危機言語」といわれるまでに衰退し、話者がいなくなったが、他方ではこのことが問題化し言語復興に向けた活動が再生されている点を論じていく。そしてこの言語再生プログラムの中で、民族的なアイデンティティの確立に向けた活動が付随的に行われ、民族的な誇りを取り戻す意識と結びついている点を重要視する。言語復興活動がアイヌ・アイデンティティの確認であるとともに民族再生の象徴であるという視点で論証を加え、この行為が民族への「エンパワメント」となる点を明らかにする。

第3章では、アイヌ語を復興させていく上で課題となる問題に焦点を当て、メディアに着目した。まずアイヌ語語彙の現代語化という問題をプリント媒体であるアイヌ語季刊誌『アイヌタイムズ』を通して考察する。そして、放送メディアである「FM 二風谷放送」の活動からアイヌ語の普及がどのような意味を

持つものかをアイヌ・コミュニティとの関係で考察する。

第4章では、北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）がアイヌ民族への社会的な偏見・差別の根絶を目標に掲げ、学習権の保障を求めつつ学校教育改善への取り組みを行っている点に目を向ける。アイヌ民族にとって教育を受けることがいかなる意味を持つかを考え、彼らの活動を把握しその意義を明らかにしていく。

第5章では、アイヌ民族が展開する日本社会におけるアイヌ民族の歴史とアイヌ民族への理解を求める運動に焦点を当てる。そこにはアイヌ民族の反差別の取り組みとして歴史の見直し、歴史教育へのアプローチが顕著である。つまりここでは歴史認識という概念を用い日本社会とアイヌ民族との齟齬を際立たせ、差別への対抗として歴史教育を駆使し、民族的肯定感を構築しようとするアイヌ民族のアプローチを導く。差別問題への対抗という観点からアイヌ民族の歴史教育への取り組みを論じるという視点を据えることで、アイヌ民族の自立性に向けた意識の高まりがこの活動を支え、民族的な「エンパワーメント」となっていることを明らかにする。

第6章では、前章を受け北海道の地域教育の観点から社会科地域教材の副読本を扱う。副読本に記述された戦前、戦後、そして今日の地域学習におけるアイヌ民族の位置づけを明らかにし、底流に流れる歴史観を考察する。これによりアイヌ民族が歴史教育の中で如何に扱われてきたかを明確にするとともに、歴史観の違いによりアイヌ民族の社会的に認知が正しくなされてこなかった実態を明らかにする。しかし、これまでのアイヌ民族の歴史見直し活動の末に近年アイヌ民族に関する副読本が作成された。この教材のあり方からアイヌ民族学習の要点を把握し、アイヌ民族学習にとって不可欠な視点とは何かを考察する。そして近年再燃した北海道での歴史観の相違を考察することにする。

第7章では、先住民族にとって、マイノリティの教育や文化継承にとって権利保障がいかに重要であるのかを明らかにする。近年活性化してきたアイヌ民族の活動をたどり、アイヌ民族の求めているものが、先住民族としての権利の保障であることを明らかにしていく。そして、それを国家が承認することでマイノリティの権利は後退することなく、確実なものとして保障されていくことになることを国際法の援用を視野に論考していく。

本論は以上のような視点に立ちアイヌ民族の文化復興活動の意味づけを行い、そこからもたらされるアイヌ民族と日本社会との関わりを明らかにしていく。

註

ⁱ 国際労働機関 (ILO) 第 169 号「独立国における先住民族及び種族民に関する条約」1989 年採択 マヌエラ・トメイ (Manuela Tomei) & リー・スウェプストン (Lee Swepston) 著 苑原俊明 青西晴夫 狐崎知己訳『先住民族の権利—ILO 第 169 号条約の手引き』論創社発行 2002 年 p.70。

参考文献

- ・アイヌ文化振興・研究推進機構 2001、改訂版 2008『アイヌ民族：歴史と現在—未来を共に生きるために—』（小学校版及び中学校版）。
- ・アイヌ文化振興・研究推進機構 2000 『アイヌ民族に関する指導資料』アイヌ文化振興・研究推進機構。
- ・旭川人権擁護委員連絡会編 1971 『コタンの痕跡』藤田印刷所。
- ・井上 司 1978 『地域・民族と歴史教育』岩崎書店。

-
- ・岩谷英太郎 1893 「あいぬ教育の方法」 『東京茗溪会雑誌』 128号 pp.5-18。
 - ・上村英明 1996 「アイヌ民族とその人権問題の構造」 『21世紀日本の人権』 田畑茂二郎編 明石書店 pp.230-234。
 - ・小川正人 1997 『近代アイヌ教育制度史研究』 北海道大学図書刊行会。
 - ・榎森 進 2007 『アイヌ民族の歴史』 草風館 2007年。
 - ・奥田統己 2001 「アイヌ語復興運動の現状とアイヌ語研究者の責任」 崎山理・遠藤史編『危機に瀕した言語について：講演集(3)』 pp.25-34。（「環太平洋の言語」成果報告書シリーズ C-003）。
 - ・貝沢耕一他編著 2011 『アイヌ民族の復権』 法律文化社。
 - ・萱野茂、田中宏編 1999 『アイヌ民族ト ン叛乱 二風谷ダム裁判の記録』 三省堂。
 - ・萱野志朗・相内俊一 1993 「アイヌ総合学校の設立構想」 『アイヌの本』 宝島社 pp.160-167。
 - ・関東ウタリ会編 1993 『アイヌ民族と教科書』 関東ウタリ会。
 - ・菊池勇夫 1994 『アイヌ民族と日本人』 朝日新聞社。
 - ・小内 透編 2010・2012 『2008年 北海道アイヌ民族生活自体調査報告』 その1、その2 北海道大学アイヌ・先住民族研究センター。
 - ・高倉新一郎 1942 『アイヌ政策史』 日本評論社。
 - ・竹ヶ原幸朗 2010 『竹ヶ原幸朗研究集成第1集 教育のなかのアイヌ民族』 社会評論社。
 - ・田村すゞ子 「危機に瀕した言語の研究者の課題」 『言語研究』 第109号 1996年 pp.140-148。
 - ・常本照樹 2011 「先住民族の権利と広義の文化」 WIN-AINU『マウコウピリカ通信』 No.3/4 合併号 。
 - ・永原慶二 2001 『歴史教科書をどうつくるか』 岩波書店 。
 - ・中川裕 「アイヌ語は死語か？ー日本における少数言語復興運動の現状ー」 新プロ「日本語」研究班10言語政策研究会編『世界の言語問題 3』 1997年 pp.43-59。（文部省科研費調査 08NP0701）。
 - ・野元弘幸・清水裕二 「アイヌ民族教育委員会制度の検討」 アイヌ民族共同研究会編『アイヌ民族教育の課題と展望』 2010～2012年度科学研究に補助金・基盤研究（B）「アイヌ民族教育に関する総合的な研究」研究成果報告書 2013年。
 - ・北海道ウタリ協会編『アイヌ史 活動史編』 1994年。
 - ・北海道大学アイヌ・先住民族センター編 2010 『アイヌ研究の現在と未来』 北海道大学出版会。
 - ・北海道庁 1934 『北海道旧土人保護沿革史』 第一書房 （復刻版 1981年）。
 - ・北海道庁環境生活部 2006 『平成18年度北海道ウタリ生活実態調査』 北海道庁。
 - ・堀尾輝久『人権としての教育』 岩波書店 1991年。
 - ・本田優子 「アイヌ語教室ー平取」 『岩波講座日本文学史第17巻 口承文学2・アイヌ文学』 岩波書店 1997年 pp.357-354。
 - ・本田（米田）優子 1996 「学校教育における「アイヌ文化」の教材化の問題点について」 『北海道立アイヌ民族研究センター研究紀要』 第2号 pp.123-148。
 - ・松本成美・秋間達男・館忠良 1977 『コタンに生きるーアイヌ民衆の歴史と教育』 徳間書店。
 - ・吉田邦彦 2012 『アイヌ民族の先住補償問題』 自由学校「遊」ブックレット9 さっぽろ自由学校「遊」。